

新	旧	備考
<p>前払<u>購入</u>保険の引受方針について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 令和<u>6</u>年<u>2</u>月<u>28</u>日 一部改正</p> <p>前払<u>購入</u>保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>前払<u>輸入</u>保険の引受方針について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 令和<u>5</u>年<u>1</u>月<u>30</u>日 一部改正</p> <p>前払<u>輸入</u>保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>前払輸入保険を前払購入保険に改正（以下同じ）</p>
<p>第1章 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p><u>(引受の対象)</u></p> <p>第1条 前払購入保険の引受けの対象となる前払購入契約については、<u>原則として、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物（本邦又は他の外国の地域に引き渡されるものに限る。）を購入する契約のうち、その貨物の代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の全部又は一部を当該貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約（以下「前払購入契約」という。）であって、次の要件が定められており、取引上の危険が大でなく、かつ、前払購入に係る保険契約の締結が保険事業の安定的経営を損うおそれがないと認められるものに限るものとする。</u></p> <p><u>一 貨物の名称、型又は銘柄及び数量</u></p> <p><u>二 船積国、仕向国及び船積時期</u></p> <p><u>三 前払金の額及び支払の時期</u></p> <p><u>四 前払金の返還の条件</u></p> <p><u>五 貨物の仕向先の名称</u></p>	<p>1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p>	<p>条文形式に変更（以下同じ）</p> <p>対象契約につき、貿易保険法施行令に基づく制限を規定</p>
<p><u>(前払金の額が200億円を超える前払購入契約)</u></p> <p>第2条 前払金の額が200億円を超える前払<u>購入</u>契約については、原</p>	<p>① 前払金<u>(約款第2条に定めるものをいう。以下同じ。)</u>の額が200億円を超える前払<u>輸入</u>契約については、原則として保険契</p>	

<p>則として保険契約を締結しないこととする。</p>	<p>約を締結しないこととする。</p>	
<p>(OECD理事会勧告の遵守) 第3条 公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない前払購入契約については、保険契約を締結しないこととする。</p>	<p>② 公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない前払輸入契約については、保険契約を締結しないこととする。</p>	
<p>(内諾が必要となる場合) 第4条 一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物が他の外国の地域に引き渡される場合、又はこの規程に適合しない場合は、保険契約の締結を希望する者からの申請により株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した前払購入契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。 2 前項の内諾書において、保険契約の締結に条件が定められている場合は、当該条件を満たす前払購入契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p>	<p>③ この規程に適合しない場合であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した前払輸入契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす前払輸入契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p>	<p>仲介取引は全件内諾が必要となるため追加</p>
<p>(エルマウ合意の遵守) 第5条 G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある前払購入契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	<p>④ G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある前払輸入契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	
<p>(契約の相手方の制限) 第6条 保険契約の申込時において、前払購入契約の相手方（前払購入契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 -</p>	<p>⑤ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払輸入契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 -</p>	

<p>00074) 第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。)上事故管理区分Bに格付されている場合は、保険契約を締結しないこととする。</p>	<p>- 00074) 第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。)上事故管理区分Bに格付されている場合は、保険契約を締結しないこととする。</p>																															
<p>(前払金の支払先) 第7条 保険契約の申込時において、前払購入契約の相手方(前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。)は、約款第3条第1号から第8号までの事由(以下「非常事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号から第11号までの事由(以下「信用事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者に限るものとする。</p>	<p>⑥ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方(前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。)は、約款第3条第1号から第8号までの事由(以下「非常事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号から第11号までの事由(以下「信用事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者に限るものとする。</p>																															
	<p>⑦ <u>前払輸入契約の相手方が複数の場合であって、前払輸入契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、前払輸入契約の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付によるものとする。</u></p>	<p>規程からは削除しパンフレット等に移行予定</p>																														
<p>(前払金の上限額) 第8条 一保険契約における前払金の額(保険価額)は原則として100万円以上とし、前払金の上限額は、保険契約の申込時における前払購入契約の相手方の名簿の格付により下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="120 1241 949 1439"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払金の上限額</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常事由</th> <th>信用事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>EF、EC、P</td> <td>2億円</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table>	前払金の上限額			与信管理区分	非常事由	信用事由	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	---	EF、EC、P	2億円	---	<p>2 前払金の上限額 ① 一保険契約における前払金の額(保険価額)は原則として100万円以上とし、前払金の上限額は、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方(<u>上記1⑤にあっては前払金の返還義務を負う者、上記1⑥にあっては信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付の者とする。以下同じ。</u>)の名簿の格付により下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1251 1854 1445"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払金の上限額</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常事由</th> <th>信用事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>EF、EC、P</td> <td>2億円</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table>	前払金の上限額			与信管理区分	非常事由	信用事由	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	---	EF、EC、P	2億円	---	
前払金の上限額																																
与信管理区分	非常事由	信用事由																														
G、EE、EA	200億円	200億円																														
EM	10億円	---																														
EF、EC、P	2億円	---																														
前払金の上限額																																
与信管理区分	非常事由	信用事由																														
G、EE、EA	200億円	200億円																														
EM	10億円	---																														
EF、EC、P	2億円	---																														

2 前項の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払**購入**契約にかかる前払金の上限額は、原則として、保険契約の申込時における前払**購入**契約の相手方の名簿の格付により下表のとおりとする。ただし、前払**購入**契約の相手方がE F格の場合は、非常事由又は信用事由のいずれも、原則として、日本貿易保険が別に定める与信枠を超えないものとする。

前払金の上限額		
与信管理区分	非常事由	信用事由
G、E E、E A	200億円	200億円
E M	10億円	10億円
E F	10億円	10億円
E C、P	2億円	---

② 上記①の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払**輸入**契約にかかる前払金の上限額は、原則として、保険契約の申込時における前払**輸入**契約の相手方の名簿の格付により下表のとおりとする。ただし、前払**輸入**契約の相手方がE F格の場合は、非常事由又は信用事由のいずれも、原則として、日本貿易保険が別に定める与信枠を超えないものとする。

前払金の上限額		
与信管理区分	非常事由	信用事由
G、E E、E A	200億円	200億円
E M	10億円	10億円
E F	10億円	10億円
E C、P	2億円	---

(ユーザンス制限)
第9条 ユーザンス（前払予定日又は実際の前払日のうちいずれか遅い日から前払金の返還期限までをいう。以下同じ。）は、原則として、2年未満とする。
2 前項の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払**購入**契約であって、前払**購入**契約の相手方がE M格又はE F格の場合のユーザンスは、原則として、6月以内とする。なお、ユーザンスが6月を超える場合であっても、2年は超えないものとする。

3 ユーザンス制限
① ユーザンス（前払予定日又は実際の前払日のうちいずれか遅い日から前払金の返還期限までをいう。以下同じ。）の**期間**は、原則として、2年未満とする。
② 上記①の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払**輸入**契約であって、前払**輸入**契約の相手方がE M格又はE F格の場合のユーザンスの**期間**は、原則として、6月以内とする。なお、ユーザンスの**期間**が6月を超える場合であっても、2年は超えないものとする。

第2章 相手国、船積国又は仕向国の国別引受制限
(引受停止国)
第10条 引受停止国とは、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知するもの。）の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が相手国、船積国又は**仕向**国となる前払**購入**契約については、保険契約を締結しない。キプロス北部トルコ占領地域及びジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国についても同様とする。

4 国別引受制限
相手国、船積国又は輸出国により国別引受制限を次のとおりとする。
① 引受停止国
 引受停止国とは、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知するもの。）の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が相手国、船積国又は**輸出**国となる前払**輸入**契約については、保険契約を締結しない。キプロス北部トルコ占領地域及びジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国についても同様とする。

<p><u>(条件付引受国)</u> 第11条 前払購入契約における相手国、船積国又は仕向国がイラン又はロシアである場合、保険契約の申込時において、前払購入契約について取引銀行による前払金の返還その他資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>附 則 <u>[抄]</u> 附 則 <u>[令和6年2月28日]</u> この改正は、<u>令和6年3月15日</u>から実施する。</p>	<p>② 条件付引受国 前払輸入契約における相手国、船積国又は輸出国がイラン又はロシアである場合、保険契約の申込時において、前払輸入契約について取引銀行による前払金の返還その他資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>附 則 <u>[抄]</u> 附 則 <u>[令和5年1月30日]</u> この改正は、<u>令和5年3月20日</u>から実施する。</p>	
--	---	--